

2018 年 12 月 20 日

供給・受電地点特定番号の変更について

【番号変更について】

マニュアルより抜粋	変更理由・機会
① 供給・受電電圧の変更（低圧⇔高圧以上）	契約異動のお申し込みがあった都度。
② 行政区画等の変更	市町村合併、区画整理などがあった都度。
③ 検針作業区の見直し等に伴う基本検針日の変更	大規模な需要数の変動（団地開発など）があった場合、一般送配電事業者の判断により変更。
④ 一般送配電事業者の事業所統廃合	管轄地域の需要変動や経営効率化策などにより、一般送配電事業者の事業所が統廃合された場合の変更。
⑤ 同一受電地点における設備撤去後の新設	契約異動のお申し込みがあった都度。
⑥ みなし小売電気事業者の一部契約メニューからのスイッチング	システム管理上、供給地点特定番号を新たに振り直すため

- ・③、④は一般送配電事業者の判断による変更と言えるが、効率的な送配電事業の遂行を目指したものでありご理解いただきたい。
- ・特定番号の変更は一般送配電事業者としてもコスト増であるため、なるべく低頻度に抑えたいところ。しかし、スマートメーターの普及や法的分離への対応など、近年は電気事業全体の変動期にあるため、従来に比べ変更頻度が高いことにはご理解をいただきたい。

【変更時の連絡について】

- ・変更しなくてはいけない場合は可及的速やかに連絡する。
- ・ただし、上表の①⑤や行政決定、制度変更など、短期的な対応が必要となる場合もあるためご理解いただきたい。

以上